

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

春日井市長 石黒 直樹

市町村名	春日井市 （ 23206 ）
地域名 (地域内農業集落名)	桃山 地区 (桃山町)
協議の結果を 取りまとめた年月日	令和 7 年 1 月 22 日 (第 1 回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載すること。
注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載すること。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

○土地改良事業の状況

実施：未

事業名：

完了年度：

年

○主要作物

果樹、施設花き、養鶏

○課題

☒ 担い手不足

☒ 農業従事者の高齢化

☒ 後継者不足

☐ 獣害

☐ 一区画が狭い

☐ 水利施設の老朽化

☐ 道に面していない農地がある

☐ 水不足

☒ その他

・宅地が混在し、農地の連たん性がないため、経営規模の拡大が難しい

・後継者不在の農家が廃業した後の農地の管理について課題を感じる

(2) 地域における農業の将来の在り方

☐ 水稻を中心に、地域で農作業の効率化を図るべく取り組んでいく

☐ 新たな作物の生産や栽培方法の確立へ取り組んでいく（新たに生産する作物：）

☐ 施設、果樹等の高収益作物の導入を進める

☒ 地域内の担い手（認定農業者、新規就農者等）および集落組織等に農地の集積・集約化を進める

☐ 地域外の担い手（認定農業者、新規就農者等）に農地の集積・集約化を進める

☐ 既存の集落組織等を法人化し、農地の集積・集約化を進める

☐ 既存の集落組織等の法人化は難しいが、集落組織等の強化を市および農協と連携し、推進していく

☐ 農業用機械の共同利用ができるよう、拠点整備および共同利用する農業用機械の設置を進める

☐ 地域内外の非農家が気軽に農業に関わることができるような体制を構築する

☐ その他

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	3.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	3.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	— ha

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載すること。

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

☐ 農業振興地域農用地区域内の農地（農振農用地）及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする（ただし、団地化していない農振農用地は除く）

☐ 概ね10ha程の面積がある一団の農地を農業上の利用が行われる区域とする

☒ その他（ 認定農業者、認定新規就農者または認定を目指す農業者がいる区域とする ）

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集団化の方針	
☒ 農地中間管理機構を活用して、認定農業者等の担い手を中心に集積・集約化を進める。 ☐ その他 ()	
(2) 農地中間管理機構の活用方針	
☐ 農地をすべて農地中間管理機構に貸し付け、担い手（認定農業者等）へ段階的に集積・集約化を進める ☐ 農地をすべて農地中間管理機構に貸し付け、法人へ集約した後、まるっと方式による管理を進める ☒ その他 (段階的に担い手へ集積・集約化を進める。)	
(3) 基盤整備事業への取組方針	
☐ 農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、基盤整備（大区画化、水利施設）を実施する ☐ 老朽化した水路等の水利施設の修繕について、計画的に実施していく ☒ 基盤整備事業は考えていない	
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針	
☐ 関係機関と連携し、地域内外から多様な経営体を募集する ☐ 農地の貸し借り、斡旋等の相談から定着までを行う機能を集落組織等に備える ☒ その他 (担い手が規模拡大できるよう関係機関と協力のうえ、支援する)	
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針	
☐ 作業の効率化が期待できる場合は、農協含めサービス事業者等への委託を検討する ☒ 現状、委託は検討していない ☐ その他 ()	

以下任意記載事項

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③集落営農	☐ ④保全管理等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥スマート農業	☐ ⑦畑地化・輸出等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組内容】 				